

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和4年10月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200090 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200051 号

第1 結論

1 請求者のA社における平成8年6月1日から平成10年2月28日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年6月から同年9月までの標準報酬月額については 28万円、同年10月から平成10年1月までの標準報酬月額については 26万円とする。

平成8年6月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成8年6月から平成10年1月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額を26万円から28万円とする。

上記訂正後の標準報酬月額(上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和43年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成8年6月1日から平成10年2月28日まで

A社における請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、その前の標準報酬月額より低い額になっているが、給料が下がった記憶はなく、保険料もこれまでと変わらない額が控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間について、請求者から提出された給料明細書、B信用金庫から提出された普通預金元帳及び同僚の預金通帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額

及び請求者の請求期間に係る報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（平成8年6月から平成9年9月までについては20万円、同年10月から平成10年1月までについては22万円）を超えてることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額若しくは請求者の報酬月額又は厚生年金保険料額若しくは本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成8年6月から平成10年1月までの標準報酬月額については、上記資料により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額及び請求者の報酬月額又は本来の報酬月額から、平成8年6月から同年9月までは28万円、同年10月から平成10年1月までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求内容どおりの届出を行ったか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かはいずれも資料がなく返答できないとしているが、平成8年6月から平成10年1月までの期間について、給料明細書等の資料において確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書等で確認又は推認できる報酬月額若しくは保険料控除額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の平成8年6月1日から平成10年2月28日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間のうち、平成8年10月1日から平成9年10月1日までの期間について、給料明細書により、当該期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は28万円であり、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、平成8年10月から平成9年9月までの標準報酬月額については、給料明細書により確認できる本来の報酬月額から、28万円に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記1の訂正後の標準報酬月額26万円を除く。）は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。